

# 豊中市中小企業チャレンジ事業補助金交付要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、豊中市中小企業チャレンジ促進プランの考え方にもとづき、市内中小企業者等が新たに取り組む事業に対して市が補助金を交付することにより、市内事業者のビジネス拡大や市内での消費拡大と、環境の変化に対応できる自立した企業が育つことを応援することを通じて、市内産業の振興を図ることを目的とし、その交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

## (定義)

**第2条** この要綱において、中小企業者等とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者
- (2) 個人であって起業の計画を有し、事業を実施しようとする者
- (3) ビジネス的事業運営に取り組むNPO等
- (4) 前3号に掲げる者を主たる構成員とし、経済活動を行う、又は行おうとする団体

## (対象者)

**第3条** 本補助金を申し込むことができる者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年七月十日法律第百二十二号）第2条第1項に規定する風俗営業は除く。

- (1) 市内中小企業者等 前条で掲げる中小企業者等に該当し、市内に所在し、市に法人市民税又は市民税を納めている者。ただし、非課税または免除の場合は納税しているものとみなす。
- (2) 企業グループ 前号で掲げる中小企業者等が幹事となり、かつ、メンバーの2分の1以上が市内の中小企業者等で構成されるグループ。
- (3) 団体 構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で構成され、補助金の交付申込時点で設立から1年以上が経過しており活動実績のある団体で、市に法人市民税を納税している者。ただし、納税義務のない任意団体においては、その代表が法人市民税又は市民税を納めている者。代表が非課税の場合は、納税しているものとみなす。

## (対象事業)

**第4条** 補助の対象となる事業は、前条に掲げる者（以下、「対象者」という。）が実施する事業であって、対象者にとって新たに取り組む事業化及び組織化に向けた動きとなる事業とする。

2 前項の事業は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 補助金交付決定以降に実施されるものであること。
- (2) 補助金交付申込みが行われる年度の市長が定める日までに市への実績報告がされるものであること。
- (3) 申込者の構成員のうち、特定の構成員の利益の増進に限定されるものでないこと。

#### (対象経費)

**第5条** 補助の対象経費は、前条の事業に要する経費のうち、別表1に掲げる経費とする。

#### (補助金額)

**第6条** 補助率は2分の1、補助金額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定する。

- (1) 補助の対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額
- (2) 3,000,000円

2 前項の補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

#### (補助金交付の申込み)

**第7条** 補助金交付の申込みは、豊中市中小企業チャレンジ事業補助金交付申込書(様式第1-1号)に別表2「添付書類一覧」に掲げる添付書類を添えて、指定された期間内に市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた書類については、その限りではない。

2 複数年度にわたり同一事業の補助を受けようとする場合においても、毎年度、指定された期間内に、市長が必要と認める書類を添えて補助金交付の申込みをしなければならない。

#### (補助金の交付決定)

**第8条** 市長は、前条の申込みに基づき、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、書面により申込者に通知するものとする。

2 審査の方法は別途定めるものとする。

#### (事前着手)

**第9条** 補助金の交付決定を受けた事業者(以下、「補助対象事業者」という。)は、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施しようとする場合において、豊中市中小企業チャレンジ事業補助金事前着手届(様式第2号)を市長に提出したときは、この限りではない。

#### (変更の届出)

**第10条** 補助対象事業者は、補助金の交付決定通知後において、当該事業計画の内容を変更しようとするときは、以下の書類を提出して、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りではない。

- (1) 豊中市中小企業チャレンジ事業補助金交付変更承認申込書(様式第3-1号)
- (2) 豊中市中小企業チャレンジ事業変更予算書(様式第3-2号)
- (3) その他市長が定める書類

2 前項の規定による申込みがあったときは、市長は決定の内容を変更し、豊中市中小企業チャレンジ事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により通知する。

#### （実績報告）

第11条 補助対象事業者は、当該補助事業が完了したときは、すみやかに豊中市中小企業チャレンジ事業実績報告書（様式第5-1号）に別表3に掲げる添付書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた書類については、その限りではない。

#### （補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて当該報告書等の審査等を行うことにより調査し適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、豊中市中小企業チャレンジ事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

#### （補助金の交付請求）

第13条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、前条の通知を受けたときは、すみやかに豊中市中小企業チャレンジ事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項で定める補助金の額は、第6条の規定による補助金交付決定額を上限とする。ただし、第10条2項の変更決定を受けた場合は、前段の規定にかかわらず、変更承認通知書の変更交付決定額を上限とする。

#### （補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定による請求があったときは、30日以内に当該補助金交付請求書に係る補助金を交付するものとする。

#### （成果の発表）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の成果について、当該補助対象事業者に発表を求めることができる。

2 補助対象事業者は、補助事業の成果物等について発表する場合は、本補助金の交付を受けたことを明示することとする。

#### （財産の管理・保全等）

第16条 補助対象事業者は、当該事業が完了した後も、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する際は、その処分等について、事前に市長に届出なければならない。ただし、補助対象事業が完了した日の属する年度の終了後5年を経過する日を超えた場合はこの限りではない。

2 補助対象事業者は、前項の財産に係る台帳を整え、その処分制限期間の間、保全しておかななければならない。

#### (決定の取消し)

第17条 市長は、当該補助金の交付決定を受けた申込者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を当該補助事業等以外の用途にしようとしたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき
- (5) その他市長が補助金を取り消す必要があると認めるとき。

#### (補助金の返還)

第18条 市長は前条の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

#### (協力)

第19条 市長は、申込者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 申込者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するかどうかについて調査する必要がある場合、大阪府警察に照会する際に必要な情報について提供すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

#### (この要綱に定めがない事項)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成24年 4月16日から実施する。
- 2 この要綱は、平成24年 7月2日から実施する。
- 3 この要綱は、平成25年 4月1日から実施する。
- 4 この要綱は、平成26年 4月1日から実施する。
- 5 この要綱は、平成28年 4月1日から実施する。
- 6 この要綱は、平成29年 4月1日から実施する。
- 7 この要綱は、平成30年 4月1日から実施する。

(別表1)

補助の対象となる経費は、以下の経費とする

謝金
会場・機材等借上料
原材料費
外注費・委託費
知的財産権取得経費
印刷製本費
広告宣伝費
機械装置・工具備品借上料
通信運搬費
保険料
消耗品費（1枚の領収書の合計金額が2,000円以上のものに限る）
景品・記念品代
その他市長が必要と認めた経費

(別表2)

補助金の交付申し込みの添付書類は、以下の書類とする

事業実施計画書（様式第1-2号）
事業予算書（様式第1-3号）
申込事業者について（様式第1-4号）
幹事選定報告書（様式第1-5号）
役員等名簿（様式第1-6号）
事業の補足説明資料（様式自由，A4サイズ）
豊中市中小企業チャレンジ事業補助金に申込みすることができない者に該当しない旨の申立書（様式第1-7号）
豊中市中小企業チャレンジ事業概要（複数年度事業計画）（様式第1-8号）
履歴事項全部証明書又は印鑑証明書 ※発行から3か月以内のもの
法人市民税又は市民税の完納を証する書類
直近2期分の決算関係書類 ※決算期が2期に達していない場合は1期分 ※直近決算月から半年以上経過している場合は、直近の試算表
事業や法人を紹介するパンフレット等
年間の事業計画書・事業報告書
定款又は会則
役員名簿
会員名簿
事業の実施を承認した総会・理事会等の議事録
その他市長が必要と認める書類

(別表3)

補助金の実績報告のすべての事業に共通する添付書類は、以下の書類とする。

事業決算書（様式第5-2号）
内容報告書（様式第5-3号）
その他市長が必要と認める書類

補助金の実績報告の費目別の添付書類は、以下の書類とする（原則、写しで可）

補助対象費目	添付書類	領収書（事業内容及び消費税額のわかるもので、日付・捺印等があり様式が整っているもの） 又は銀行振込受領書等
謝金	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人（講師）の経歴書等</li> <li>領収書（日付、但し書、本人の署名・捺印）等</li> </ul>	
会場・機材等借上料	<ul style="list-style-type: none"> <li>料金が確認できる資料</li> </ul>	
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>カタログ、仕様書等</li> </ul>	
外注費・委託費	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積書（選定理由書）</li> <li>発注書、発注を確認できる資料</li> </ul>	
知的財産権取得経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書又は請書（30万円以上であれば契約書又は請書（印刷製本費・広告宣伝費を除く）。30万円未満の場合は省略可能。）</li> <li>納品書（完了報告書）</li> </ul>	
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求書</li> </ul>	
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> <li>成果がわかる資料</li> </ul>	
機械装置・工具備品借上料	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象事業に使用したことがわかる書類（機械装置・工具備品借上料のみ）</li> </ul>	
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求書</li> </ul>	
保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険証書</li> </ul>	
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象事業に使用したことがわかる書類</li> </ul>	
景品・記念品代	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象事業に使用したことがわかる書類</li> </ul>	
その他市長が必要と認めた経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長が必要と認める書類</li> </ul>	